

大塚久雄 著

『株式會社發生史論』

增田四郎

株式會社の發生史が「資本集中形態展開史」の極めて重要な一齣であることに想到し、爾來銳利な理論的把握と詳細な歴史的解明によつて、幾多精彩ある勞作を發表せられて來た著者は、いまそれら諸論文を統合し體系づ

けて、浩瀚六百頁に近き本書を上梓せられた。吾々は何よりも先づ、問題に對する著者の飽くまでも眞摯な學究的態度に、限りなき尊敬を拂ふべきであると同時に、我が學界がかうしたすぐれた研鑽成果を共同財として持ち得たことに、衷心よりよろこびを感じるものである。

さて最初に著者はその序に於て、本書全體をつらぬく方法的立場を明快に略述する。それによれば、從來企業形態史の通説は、現存する會社諸形態——合名・合資・株式等——の發生起源を、各々相互に無關係な、內的必然性を伴はざる別個の形態に求めてゐるが、それは事情の眞相を傳へるものではない。凡そ會社企業なるものは資本の集中形態なのであるから、その諸形態も亦夫々資本集中の段階を表出するものとして、相互的關聯に於て統一的に把握されなければならない。そこから會社形態が事態に應じて順次段階的に轉化する發展の必然性と、それら全體を規定する母胎であつた所謂前期的資本の法則性が解明せられねばならぬこととなる。そして形態轉化の必然性を解く鍵として、會社企業、換言せば弘く

社會化された個別資本に内在する「結合と支配」の理論がうち立てられる。されば本書を流れる理論的主潮は、株式會社の發生に焦點を合せた「結合と支配」及び「前期的資本」なる兩理論の、統一的把握であるといふことが出来る。即ち前編「株式會社發生史論の基本問題」は敘上の理論的要求より出發し、從來の諸學説を檢討しつつ、しかも勞苦推測に餘りある史的探索の過程を経て、著者が到達せられた理論的歸結といふべく、後編「株式會社形態の發生と展開」は、この理論を如實に實證する綿密な史實の分析であり、前編補論二章と共に、株式會社發生史そのもの、統一ある歴史的敘述を構成してゐる。明徹な論理と鋭利な分析、前後兩編相俟つて所謂理論と歴史のいみじき統合が企てられてゐることはいふまでもない。

二

前編第一章「問題の基本的考察」は、先づ「株式會社とは何ぞや」の問ひを以て初められ、會社企業の三基本

形態たる合名會社・合資會社・株式會社等相互の關聯と差別が解明せられる。即ちこれら三者の間には發展的關聯が認められ、株式會社は資本集中の最高形態として登場するが、尙ほその外に形態的・質的差違の存することも忘れてはならぬ。それらの中、特に他の二形態と對比する意味に於て、株式會社發生の決定的指標をなすものは、まさに「全社員の有限責任の確立」といふ事實であつた。それ故、株式會社發生史への追求は、たえずこの指標に向つて進められるであらう。他方また、かゝる諸形態の誕生を齎した素地ともいふべき前期的資本一般の特質が示されなければならぬ。分散的地方市場圏の永續的媒介に移りゆく商業資本、大封建的債務に應ぜんとする高利貸資本、かうした前期的資本の集中法則と經營規模に關するすぐれて理論的な敘述は、吾々をして前記の指標を獲得した株式會社の其後の發展性を想はしむるに充分である。

第二章「株式會社發生史論の諸型」は、提出された問題に對し、理論的解決の鍵を求めんためにとられた先學

の業績に關する問題史的展望であり、その中から析出した重要な「理論の型」に對する著者自らの批判である。

従つて吾々はそこに著者が立つ問題史上の地位を窺ひ得ると同時に、その性質上、恐らくは前編を通じて最も興味ある論述に接し得るであらう。先づ株式會社發生の母胎を、(一)合資會社に求めたフレムリー、フィック、次いで、(二)伊太利に於ける徵稅請負會社、特にかゝるものとしての國債所有者の結合體たるコンペラ乃至はモンスを母胎と見るルノー、ゴールトシュミット、リンク、レーメ等、(三)折衷的な多元的起源論を説くシュモラー、(四)船舶共有組合説を主張するレーマン、エーレンベルク、フォーゲル、(五)レーマンによつて「株式會社の起源」と銘うたれた和蘭東印度會社成立の徹底的研究より發し、その設立、即ち合併の基礎となつた諸先驅會社の企業形態を「コンメンダの連繫體」となしたハイデン、同じくそれを「合名會社の周圍にコンメンダの蟄集せるもの」と規定したブラーケル、更に(六)以上の問題史とは別に、英吉利の初期ジョイントストック・カムパ

ニーに關する精密な研究を遂げ、その生誕を當座的會社制度たるパートナーシップ制が制規組合のカムパニーの外枠に癒合してその法人性を獲得せるものとなしたスコット等々の所論が順次に極めて印象的に擧げられ、かゝる問題史的概觀の歸結として、その理論的見通しを確立するためには、特にハイデン、ブラーケル、スコット三者の所説を何らかの手がかりとして問題を展開せしめなくてはならぬ所以を説く。そしてかゝる綜合的理解を企て、しかも「株式會社發生史論」の興味ある對照的體系を構成した先學こそ、かのゾムバルトとジルバーシュミットであつた。こゝに著者の所謂「ゾムバルト型理論」及び「ジルバーシュミット型理論」の敘述と檢討がはじまる。「中世の遺産」と呼ぶ團體諸形態をとりあげ、その社會經濟的意義をつぶさに分析したゾムバルトの結論は、(一)當座的共同企業は資本主義的企業の特質を獲得することによつて合名會社となり、(二)コンメンダは制規組合と相交錯して、株式會社に發展したといふにあつた。即ち合名會社と株式會社とは、その生成の端初より

成果に至るまで、全く別個の並列的過程をたどつたと見たわけである。著者はこれに對し、理論的に又實證的に兩者の前後の繼起の內的必然關聯を強調し、ゾムバルト的シェーマの支持すべからざる所以を檢討する。次に「コンパニア」及び「コンメンダ」ソキエタス」なる團體形態の二つの基本的事實より出發し、會社諸形態の展開を家族共同體⇩合名會社⇩株式會社とふ直線的な進化過程に圖式化した包括的なジルバーシュミット型理論の構成はどうであらうか。これに對して著者は、株式會社の發生史實を一應卒直にうけ入れたものとはするも、尙ほ、(一)合名會社・ソキエタスは、ジルバーシュミットの解する如く、斷じて半ばコンパニア(家族共同體)的なものではないこと、従つて、(二)コンメンダ出資者の蟄集によつて會社企業が擴大し、あたかもソキエタスが全然消失した時、はじめて法人としての株式會社が誕生すると解することは明白な誤謬であることを指摘する。ともあれ、以上二つの理論型の検討より、ゾムバルトのいふ如くソキエタスはそれ自身既に資本家的なものであ

り、従つてソキエタスとコンメンダは資本結合の二基本形態なること、兩基本形態の絡みあひの中にソキエタス・合名會社より法人・株式會社への發展の移行が承認されなければならぬことを述べ、こゝに著者自らのうち立つべきシェーマが示唆される。第三章がその展開である。

第三章「前期的資本の集中過程としての株式會社發生史」は、この意味に於て本書の理論的主張の核心であらう。先づ初めに著者は個人資本の結合の仕方に二つの基本的形態が存することを明かにする。その一は機能資本集團の共同企業的結合たるソキエタスであり、他は持分資本家によるソキエタスへの無機能的出資關係即ちコンメンダである。この兩者の結合發展は當然マグナ・ソキエタスともいふべき合資會社形態への擴大を齎し、更にそれは株式會社に直接する母胎とも見るべき先驅會社形態に移行する必然性を含んでゐる。而してこの先驅會社に見るソキエタス社員の私的・人的支配形態が棄揚せられ、「全社員の有限責任制」の確立を見るや、これ即ち株式會社の誕生に外ならないと考へる。かうした直線的展

開の聯關的把握は、著者の所謂「結合と支配」の理論によつてつらぬかれてゐるのであつて、個人企業↓合名會社↓合資會社↓株式會社なる基本的シェーマが、動かすべからざる史實として明示せられる。併しこれに加ふるに吾々は又、前期的資本の法則性による株式會社發生の特殊的制約を把握しなければならぬ。それは第一章につゞく立論であると共に、産業資本に乗る近代的株式會社との區別を見定める操作でもあらう。かくして、(一)封建的な組合形態との經過的な癒合から生じたこと、(二)民主的な社員總會を缺き會社機關が概ね專制的色彩を帯びてゐたこと、(三)政府の特許狀による設立多く所謂準則制の採用には程遠いものであつたこと等の制約が數へられる。されば株式會社發生史の中心課題は、こゝにはつきりと、(一)先驅會社より株式會社への推移、(二)前期的資本の制約より脱して近代的株式會社への形態的完成を遂げる過程の検討といふ二つの焦點に集中されなければならぬこととなる。

前編を終るに當り、著者は二つの補論を附してゐる。

その第一章「船舶共有組合の企業的構造」は、さきに述べたレーマンの船舶共有組合説の誤謬を確認せんためのものであり、ハンザ領域に於けるレーデライの特殊研究を援用して、それが和蘭の先驅會社と何等直接する關係のなかつたことを證明する。また第二章「ジョイントストック・カムパニーと株式會社」は、この兩者の發生史を「素朴にも」同一視する通説の全き誤謬を指摘せん爲めのものであり、少くとも一六六二年の「破産者に關する布告の條例」以前のジョイントストック・カムパニーは類型的にはマグナ・ソキエタスといふべく、それが會社機關と株式制の萌芽を備へて、まさに先驅會社形態の域に達してゐたに過ぎぬことを論證する。この兩章は前述理論的歸結に對する問題整理のための補論ではあるが、その内容が實證的たるの故に、吾々は後編と關聯せしめて歴史的興味の一入深きを覺えるわけである。

三

すぐれて理論的なる前編に對し、その具體的展開であ

書評

り、且つはその史實的前提の役を果すべき後編は、先づ「株式會社發生の實體的基礎」(第一章)の敘述より始められる。株式會社發生の母胎たるマグナ・ソキエタス、殊にその高度な類型である先驅會社形態の代表的實例として擧げられた、(一)十六世紀初期における南獨逸商人の東印度會社、(二)ポーデン湖畔の大ラーフェンスブルク會社、(三)テューリンゲンのロイテンベルク會社等の成立・内容・企業形態等に關する實證的敘述は、吾々をして中世末期以降西南獨逸の諸地方に蠢めく旺盛な企業家的精神を彷彿せしめると共に、また理論的乃至は内容的には第二章、特に第三・第四兩章に對する豫備的所論たる所以を首肯せしめるであらう。かゝる先驅會社形態は複雑なる諸事情を伴つてやがて株式會社形態に移行する。後世との關聯に於て、その最も重視すべきは、和蘭(第三章)及び英吉利(第四章)の兩國に表れる史實であるが、著者はそれらの詳細な検討に入る前に、かゝる移行の偶發的なる顯著な一例として、かの有名な伊太利サン・デ・ジョルヂオ銀行の企業形態を分析する。

第二章「ヂェノヴァのコンペラ、特にサン・ヂョルデオの企業形態」がそれである。先づ十四五世紀ヂェノヴァの社會經濟史的背景と共にコンペラ制度發生の經過が顧られ、次いでかゝるコンペラの整理・合併の結果として登場したサン・ヂョルデオの全貌が示される。

學說史的には嘗てのレーマン説に反してその株式會社性を否定したジーフエキングに對し、著者独自の立場から再び反駁が企てられる。それによれば、サン・ヂョルデオは決して無機能な持分資本家のみでなく、寧ろ國債所有者團體を基礎として之と絡みあひ乍ら、一種の前期的貨幣取引を營む企業形態を構成し、その支配者のなる機能資本家團は會社機關の姿をとり、株式制の萌芽、更に「全社員の有限責任制」を具へた株式會社であつた。しかもそれが和蘭・英吉利に見る如く大成しなかつたわけは、一にヂェノヴァ共和國に於ける客觀的條件の不備に依存すると考へる。次にサン・ヂョルデオと一六〇二年設立の和蘭東印度會社との發生史的關聯の有無については、大體に於てレーマン説の方向を正當とな

し、和蘭に見る自生的發展過程の故に、この兩者間に於ける法制的客觀的なる傳來の存在を否定する。本章補論に附せられた「偶發的な株式會社への推轉の他の諸例」は、南獨逸及び葡萄牙に表れた實例であるが、上記の説と共にかゝる過渡的形態の把握に關する貴重な參考とならう。

第三章「和蘭に於ける株式會社の發生とその限界」及び第四章「英吉利に於ける株式會社形態の展開」は、株式會社發生史研究の焦點であり、著者がその史實的敘述に最も重點を置いた部門に屬する。従つて吾々も亦、その歴史的なる分析解明の故に、最も深き興味を覺えるものである。先づ第三章は十六世紀末葉アムステルダム、ゼーラント、ロッテルダム等、和蘭各地に簇生した諸先驅會社の企業分析から始まり、一六〇二年三月これら諸會社の包括的合併によつて達成せられた和蘭東印度會社の設立が略述せられ、以下主としてこの會社の特質、構造に關する詳論がつゞく。東印度貿易の獨占的企業として、將又株式會社の起源として登場した和蘭東印度會社

は、その設立の當初より著しく公的性格を附與された特許會社であつた。従つて全社員の有責任制、會社機關の整備、株式制の發展、當座性の消滅等といふ諸條件が具つても、尙ほその基礎がいはゞ前期的資本の制約から脱し得なかつたが故に、「株式會社の商業資本的變容」たる形態を餘儀なくせられ、社員總會の缺如、取締役團の專制的支配てふ未完成なる「專制型」の展開を示した。これに對する出資者群の反抗は、複雑な社會的・宗教的諸事情を伴つて、一六二二年乃至二三年の變革となつたが、その結果は却つて取締役團の專制を強化せしめる皮肉な現象を齎した。同様にかのユセレンクスによる民主的「西印度會社」の企圖も、客觀的狀勢には抗し難く、單なる「戰爭會社」に終結した。著者が總稱して和蘭型乃至は專制型株式會社と呼ぶ所以である。これに對比して、永く和蘭の影響下にあり乍ら、自らの政治的事情に乘じ、いち早く「民主型」の近代的形式を完成したのは英吉利であつた。

第四章の細密な敘述はこれにあてられる。併しこの前

半は、特に前編補論第二章との關聯に於て讀まらるべきであらう。こゝでは先づ一六〇〇年の暮エリザベス女王による設立より、一六五七年かのクロムウエルの改組に至るまでの倫敦東印度會社の構造・發展が論述せられる。

擡頭する複雑な列國の情勢、就中和蘭に對抗する必要と自らに内在する要求から、一六一三年所謂「合本企業制」を採用したが、それとても未だ株式會社と見るべきではなく、せいぜい先驅會社形態の完成であり、永續的會社への過渡的段階に過ぎなかつた。併し唯一つこゝに注目すべき現象は、一六四〇年代以降に現れた出資者總會の支配力増大、重役團の專制廢除、民主的企業構成への移行といふ傾向である。而してこの傾向の完成こそ、クロムウエルの改組であり、それは同時に近代的民主型株式會社の誕生に外ならない。ピューリタン革命の影響、王政復古治下に見る民主制確立への動向は、東印度會社の内部構成にも重大な轉換を招來せしめた。クロムウエルによる民主的總會の達成、一六六二年チャールズ二世による「全社員の有責任制」の許容が紀念すべきその表

現であり、こゝに英吉利東印度會社の名は、名に實とも「近代的民主型」株式會社の起源として世界史的意義を獲得したわけである。其後約二世紀、産業革命の洗禮を受けて昂まりゆく英吉利産業資本の集中は、自らの企業形態として一般的にかうした民主的株式會社を採用した。一七〇九年の改組と所謂「南洋の泡沫」てふ二大事件を経て、漸次時代の波に乗り得た株式會社が、從來の特許主義を廢棄して自由な準則主義にうつり行つたのは漸く一八五五年のことであつた。想へば和蘭東印度會社が特に後世との關聯に於て「株式會社の起源」であるならば、英吉利のそれはまさに「近代的株式會社の起源」であつたわけである。著者はかうした様相の差別を兩國に於ける初期資本主義的展開の相違に求め、その停滞性より來る限界と前進性より來る近代的發展の必然を明かにした。この點また吾々を示唆するところ大であらう。

四

以上吾々は極めて粗雑ではあるが、本書の敘述を追つ

てその概要を紹介した。個々細部の批判に至つては到底筆者の企て及ぶところではない。たゞ讀後の一般的な所感の一端を述べてこの紹介を終りたい。

その一つは本書が所謂「史論」であり、單なる歴史的
研究でないため、その全貌が極めて透徹せる理論によつて組立てられてゐるといふ點である。吾々は著者の出發點が、資本集中形態の展開と、その中に現れる前期的資本の法則性にあつたといふことにあくまでも注意せねばならぬであらう。總じて自らの歇み難き要求より人の世の營みを觀んと欲し、その一方法として歴史探求の叢にわけ入る時、換言せば本來の歴史的態度より臨む時、吾々は自國民を初め諸民族が經來つた政治・法制・經濟・藝術等文化一般の餘りにも多彩な推移に心惹かれ、その問題史の出發點を發見確保するに多大の苦しみを味ふものである。沉んやその法則性やシェーマの把握構成の如きに至つては、容易に企て得べくもない。批判と創造、科學と藝術てふいひふるされた對立に自らの不徹底を實感する吾々は、著者の史觀如何は兎に角、本書に於てこ

の問題に關する或る明快な示唆の一つが與へられた如く感ぜられる。文化現象の多面性、文化擔當者の個性、そのうした割切れぬ諸現象を一應打切り、而も必要の限りに於て獨・伊・蘭・英等の政治經濟的諸事情を考慮し乍ら、大膽にこの大きなテーマに直面し、卓越した理論と歴史の綜合を企てられた著者のすぐれた力量とテーマに對する不動の熱意に對し、萬腔の敬意を表すべきであらう。

その二は、今までに發表されたこの問題に關する代表的な文獻が殆んど網羅的に應用せられ、而も適切明確にその眞髓が把握されてゐることである。蓋し、第一史料といふよりも、寧ろ現今までの研究成果を縦横に利用し消化しつくした最高の勞作たるを疑はない。西歐の史料乃至は文獻によつて、かうした研究にたどらしき歩を進めゆく吾々後學に對し、著者が與へられた教示に感謝しなければならぬ。學界が得た稀なる共同財として、また著者の尊き學的精進のモニュメントとして大きなよるこびを覺えると共に、株式會社の歴史及び理論、否、私く經濟史・經營經濟學に興味を持つほどの人の、必讀の

文であることを信するものである。(昭和一三・六・二五)